

# 徳島県の海岸保全基本計画 の改定について



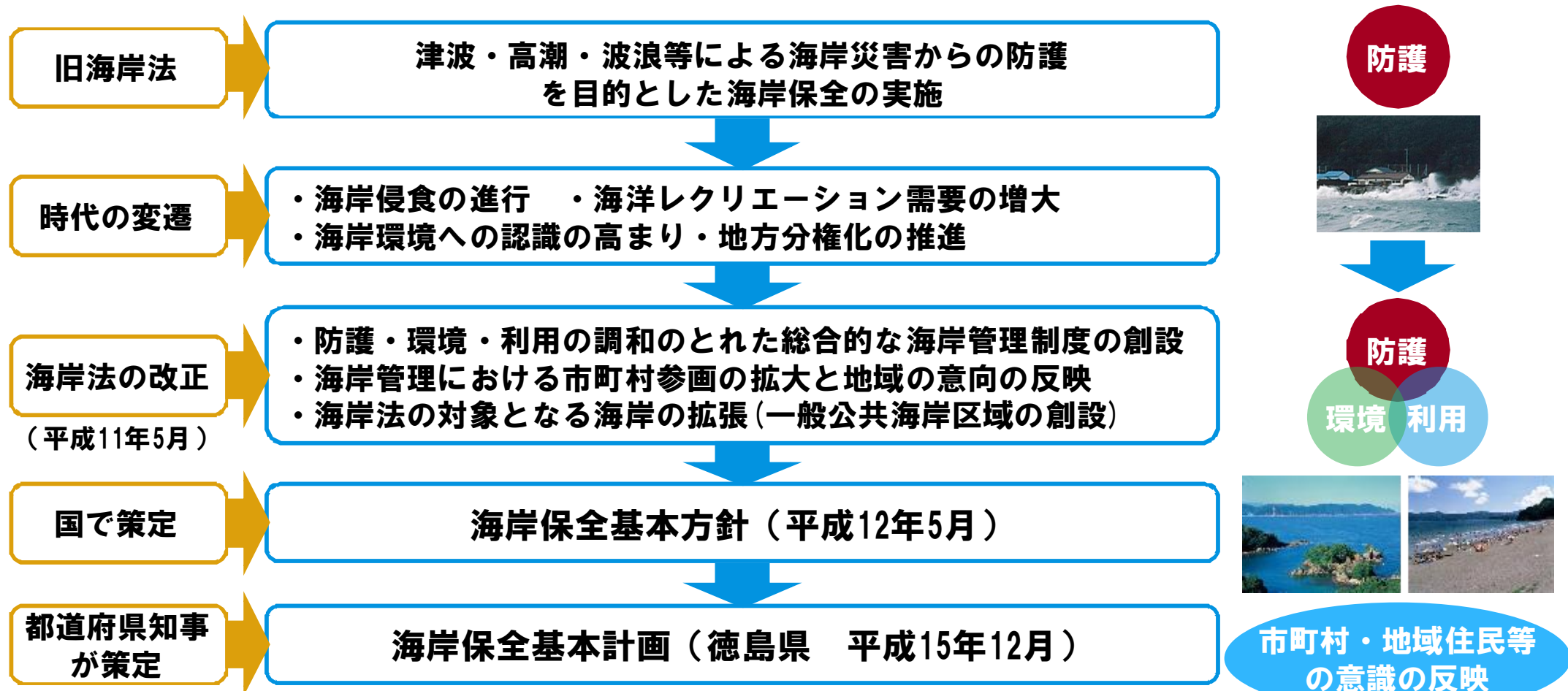
平成26年1月30日

徳 島 県

- 
1. 海岸保全基本計画の変遷
  2. 改定の背景
  3. 改定の考え方
  4. 新たな計画の概要

# 1. 海岸保全基本計画の変遷

- 海岸保全基本計画とは、海岸法の改正（平成11年）に伴い、「美しく、安全で、いきいきとした海岸」の継承を基本理念とする国の定めた「海岸保全基本指針」に基づいて都道府県が作成する計画で、地域の意見等を反映して作成するものです。
- 徳島県では平成15年に「讃岐阿波」「紀伊水道西」「海部灘」の3沿岸の海岸保全基本計画を策定し、“防護”に加え、“環境”“利用”にも配慮した海岸の保全に取り組んでいます。



# 2. 改定の背景

## 2-1. 計画改定の必要性

### ①新しい津波対策への対応

◎東日本大震災による甚大な津波被害が発生



契機として

- 新しい津波対策の考え方 (H23.6 内閣府)
- 南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等 (H24.8 内閣府)
- 徳島県津波浸水想定 (H24.10 徳島県)
- 徳島県 設計津波の水位 (H25.3 徳島県)
- 防災・減災の推進に向けた水防法の改正 (H25.6 国土交通省) など



H23東北地方太平洋沖地震による津波と被害状況

◎南海トラフの地震・津波に対する海岸保全の方向性や整備内容の位置づけが必要

### ②社会環境やニーズの変化への対応

◎海岸保全基本計画策定 (H15.12) から10年が経過



- 生物多様性基本法、海岸景観形成ガイドライン、海岸漂着物処理推進法など、環境・景観の配慮に関連する新たな法制度が制定
- 希少な動植物の保護活動の取り組みや、地域主体の海岸清掃、海岸アドプトなどの活動が展開
- 平成の大合併 沿岸域の市町が4市4町に再編



大浜海岸に上陸するアカウミガメ



清掃活動の様子

◎社会環境やニーズの変化に対応する修正が必要

徳島県の海岸保全基本計画の改定

# 2. 改定の背景

## 2-2. 新しい津波対策の考え方

### 『二つのレベルの津波』

#### 最大クラスの津波

( レベル2津波 )

##### ○津波レベル

発生頻度は極めて低い。  
発生すれば甚大な被害をもたらす。

##### ○対策の基本的な考え方 (減災)

住民等の生命を守ることを最優先とし、住民避難を軸としたソフト・ハードのとりうる手段を尽くした総合的な対策。

#### 比較的発生頻度の高い津波

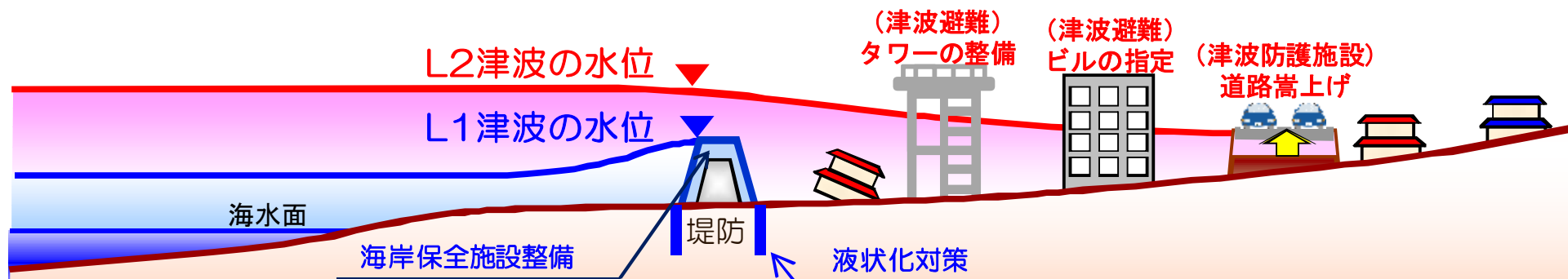
( レベル1津波 = 設計津波 )

##### ○津波レベル

数十年から百数十年の頻度で発生する。  
最大クラスの津波に比べて、  
津波高は低いものの大きな被害をもたらす。

##### ○対策の基本的な考え方 (防災)

人命・財産の保護、地域経済の確保の観点から、  
海岸施設等を整備。



#### 津波対策

- L2津波：率先避難の啓発（津波防災教育、自主防災組織との連携等）  
避難施設（津波避難タワーの整備、津波避難ビルの指定等）  
津波防護施設の指定（道路嵩上げ等）
- L1津波：施設整備（液状化対策、海岸保全施設整備等）

# 2. 改定の背景

## 2-3-1. 新しい津波対策に対する徳島県の取り組み（最大クラスの津波：L2津波）

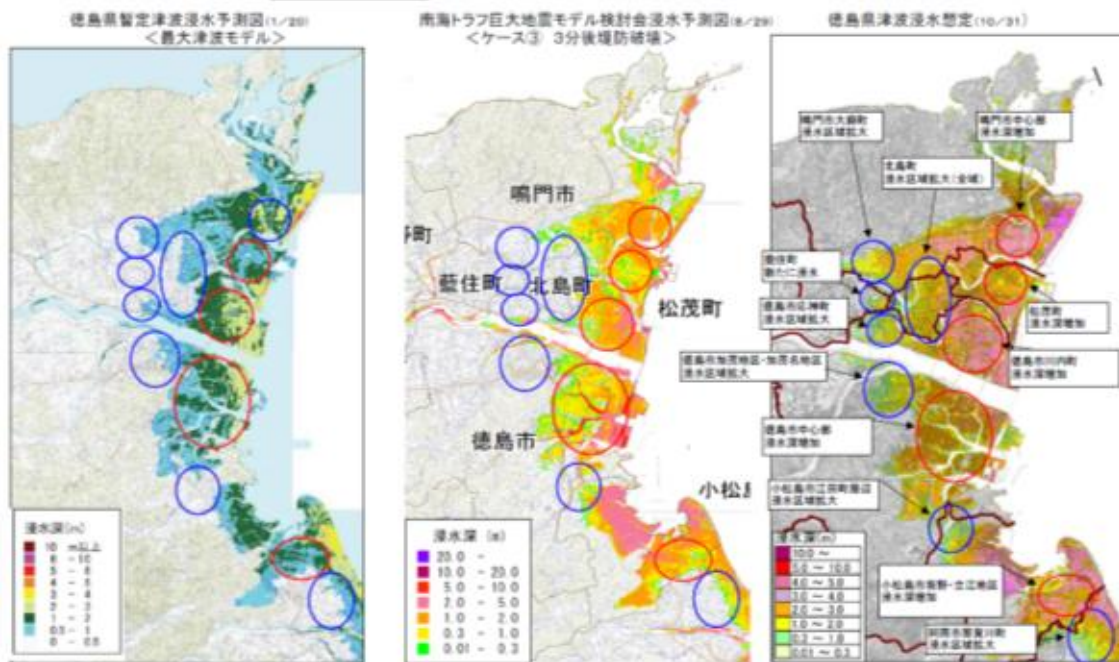
●徳島県では、内閣府が公表した南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（平成24年8月）を受け、平成24年10月に徳島県津波浸水想定を公表した。

### 徳島県津波浸水想定

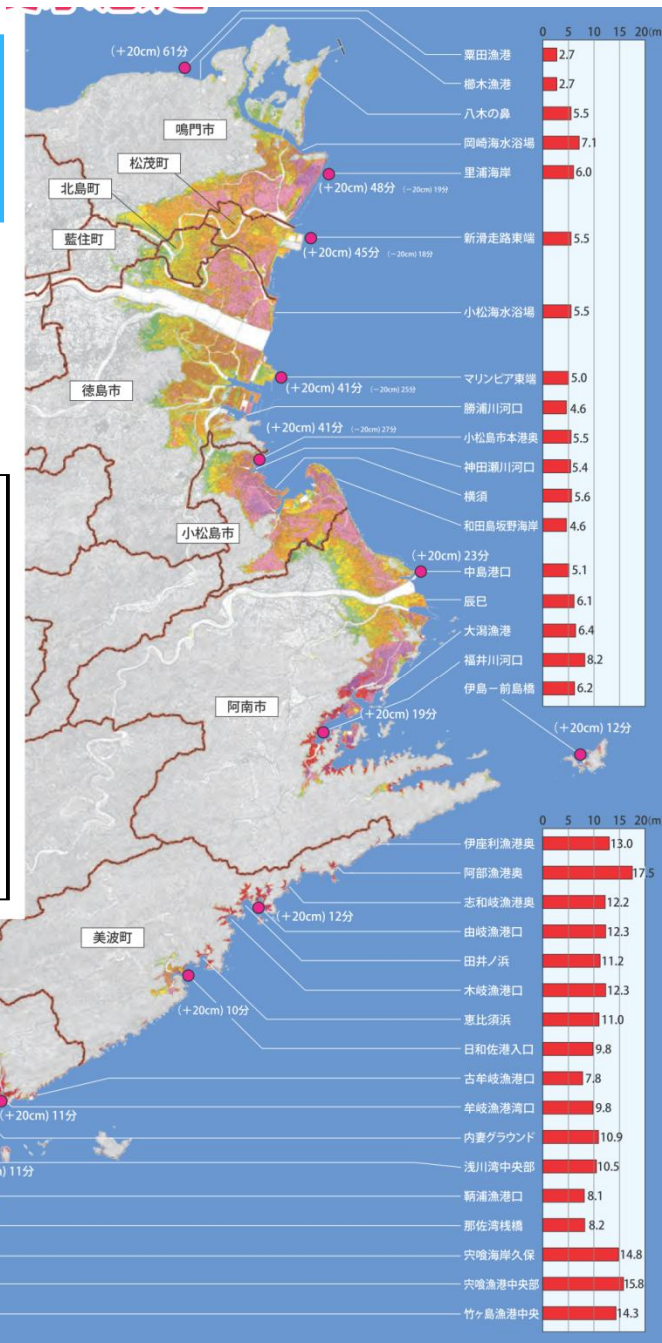
(H24.10.31 県公表)

(注) 図中(-20cm)〇〇分の表示については、-20cmの水位変化が生じるまでの時間。

### 浸水状況の比較例（県北部）



浸水深(m)	
10.0 ~	10.0 ~
5.0 ~ 10.0	5.0 ~ 10.0
4.0 ~ 5.0	4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0	3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0	2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0	1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0	0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3	0.01 ~ 0.3



# 2. 改定の背景

## 2-3-2. 新しい津波対策に対する徳島県の取り組み（設計津波：L1津波）

単位:m(TP)



地域海岸名	設計津波の水位 ※1	津波>高潮のチェック ※2	現況堤防高 ※3	最大クラスの津波高 ※4	避難時間を確保するための高さ
1 讚岐阿波	2.0	高潮波浪	1.5~5.4	2.7	1.1
2 瀬戸	2.1	高潮波浪	0.8~4.3		1.0
3 ウチノ海	2.0	高潮波浪	1.0~3.4		0.9
4 撫養	2.9 (3.1)	高潮波浪	1.1~4.9	8.2	1.0
5 鳴門	2.9	高潮波浪	3.3~6.7		0.5
6 松茂	3.8	高潮波浪	4.1~11.3	6	0.7
7 徳島	2.9	高潮波浪	3.7~6.3	6.2	0.6
8 小松島	3.6	高潮波浪	1.7~7.7	5.5	0.9
9 今津坂野	4.9	高潮波浪	3.0~7.9	5.1	1.7
10 阿南	4.1	高潮波浪	4.0~6.1		2.8
11 橋	7.3 (6.5)	津波	1.9~4.6	11.9	3.2
12 椿	5.2	津波	2.0~3.7		2.8
13 椿泊	4.8 (7.6)	津波	2.3~8.0		3.5
14 伊島	2.8	高潮波浪	6.1~9.5	6.2	2.5
15 由岐北	5.9	高潮波浪	3.3~8.7	20.9	5.6
16 由岐	6.3 (7.3)	高潮波浪	2.1~8.1	12.3	5.3
17 日和佐	6.0 (5.2)	高潮波浪	1.3~9.2	9.8	4.9
18 千羽灘	4.3	高潮波浪	2.7~5.7		4.0
19 牟岐	5.9	高潮波浪	1.7~7.0	13.4	4.4
20 出羽島	4.7	高潮波浪	4.4~7.6		3.3
21 浅川	6.0 (5.0)	津波	1.2~7.2	10.5	4.3
22 大里鞆浦	4.5	高潮波浪	1.7~10.0	8.1	4.5
23 那佐	5.6 (4.3)	津波・高潮	1.2~5.4		3.6
24 穴喰	10.3 (13.1)	津波	1.4~8.5	18.4	5.7
25 竹ヶ島	8.6	津波	1.7~9.0		4.2

※1 中央防災会議2003モデル(宝永地震タイプ)を対象地震。少数第2位で切り上げて設定。( )は地域海岸内に細分して設定した区間の設計津波の水位。

※2 堤防等の計画にあたっては、「高潮・波浪に必要な高さ」と「設計津波の水位」の両方を検討する必要がある。

※3 一つの地域海岸には、複数の海岸保全区域があり、海岸の利用状況や整備水準が異なるため、現況堤防高に幅がある。

※4 H24.10.31「徳島県津波浸水想定」の公表値。

**避難時間を確保  
するための高さ設定**

# 2. 改定の背景

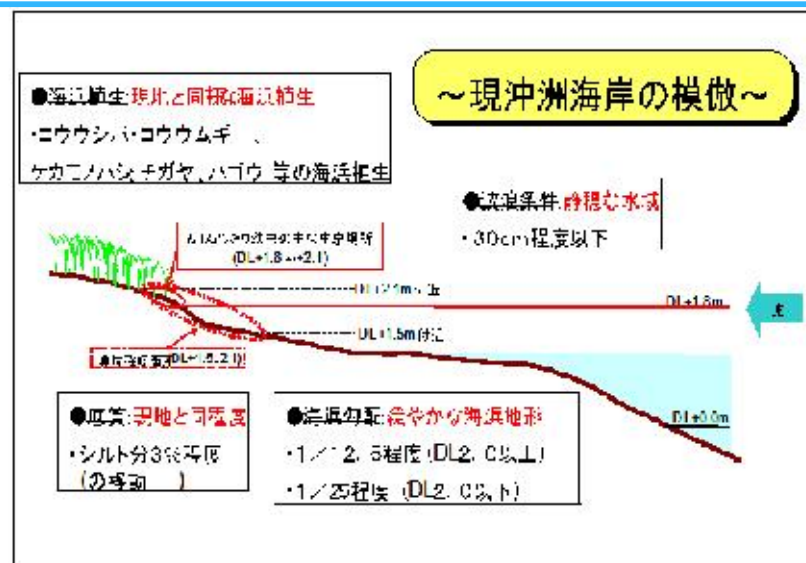
## 2-4. 社会環境やニーズの変化に対する徳島県の取り組み

### ■環境に配慮した海岸事業

マリンピア沖洲第2期事業（人工海浜と回廊の整備によるルイスハンミョウ生息域のミティゲーション）



代償措置が必要とされた範囲



人工海浜の設計の考え方

### ■漂着物対策

「**海岸漂着物処理推進法**」の制定を契機とした「**とくしま海岸漂着物対策取組方針**」の策定



海岸景観や海岸環境の保全活動の取り組みの強化



例年実施されている沿岸住民や企業団体等による海岸環境の保全活動の様子

# 3. 改定の考え方

- 「新しい津波対策への対応」と「社会環境やニーズの変化への対応」を図る観点から、徳島県が有する3沿岸において、「海岸保全に関する基本理念」を掲げ、海岸保全基本計画を改定する。
- 当計画の対象期間は、今後**20年から30年間**とする。
- 讚岐阿波沿岸と海部灘沿岸については、それぞれ香川県・高知県と調整を図りつつ計画を改定する。

## ■各沿岸海岸保全に関する基本理念



### 讚岐阿波沿岸 香川県と調整

讚岐から阿波の豊かな自然と共生し、にぎわいがあり安全で親しみのある海岸の創出

- 安全で快適な海岸づくりと南海トラフ地震に備えた防災対策の推進
- 瀬戸内海の豊かな自然環境の保全と暮らしとの共生
- 自然とのふれあいによる親しみのある海岸の創出

### 紀伊水道西沿岸

鳴門から阿南へ暮らしを守り自然と人が息づく阿波の海岸づくり

- 安全で安心して暮らせるための海岸形成と南海トラフ地震に備えた防災対策の推進
- 自然が息づく海岸環境の保全と暮らしとの共生
- 多様なニーズに対応しつつ自然にやさしい海岸利用の促進

### 海部灘沿岸 高知県と調整

海部灘特有の自然と海岸利用の調和を図り、安心して暮らせる郷土の海岸づくり

- 日常の暮らしを守る施設整備と南海トラフ地震に備えた防災対策の推進
- 室戸阿南海岸国定公園等の貴重な海岸環境の保全と継承
- 海洋レクリエーションなどの海岸利用の促進と利用マナーの向上



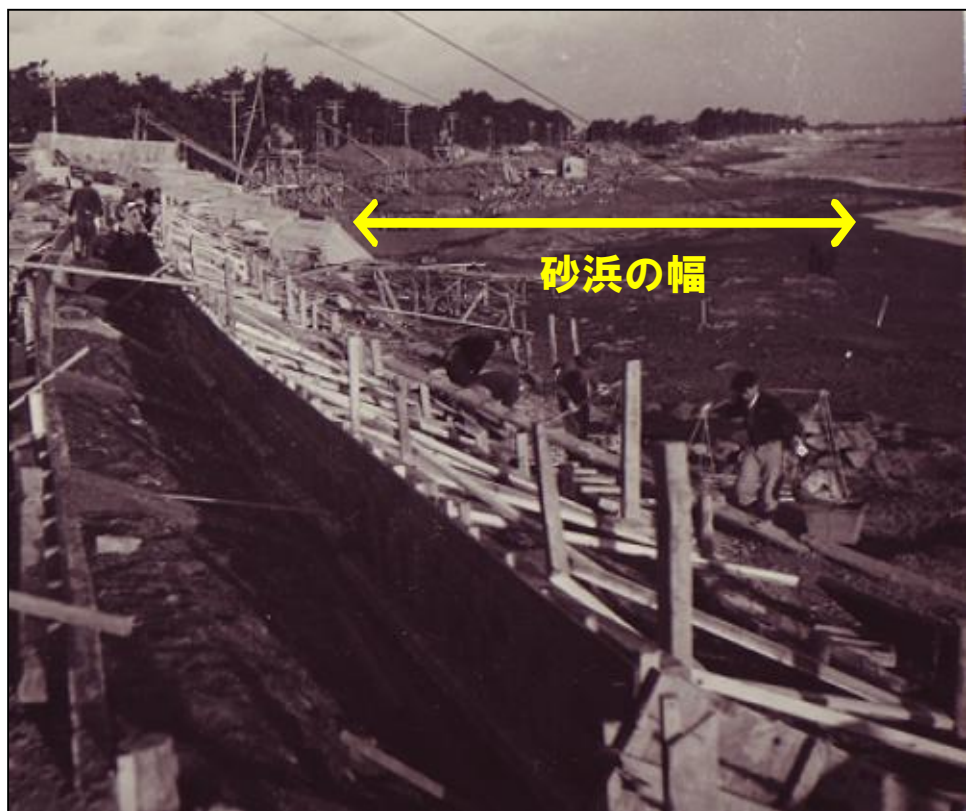
# 4. 新たな計画の概要

## 4-1-1. 防護面での基本方針（高潮・波浪、侵食）

●台風に伴う**高潮・波浪に対する安全性の向上**に努める。

●侵食が進んでいる海岸では、砂浜の**保全・回復**に努める。また、河川の上流から海岸までの**総合的な土砂管理**に向け、海岸管理者と河川、ダム又は砂防施設の管理者との連携を図る。

【侵食の現状：徳島県阿南市 今津坂野海岸（今津地区）】



昭和31年頃の状況

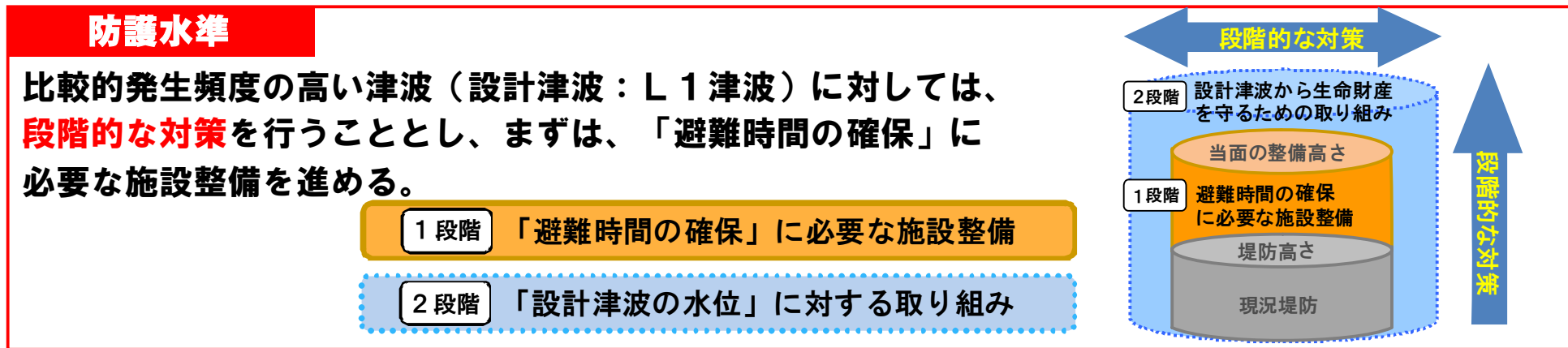


平成25年7月の状況

# 4. 新たな計画の概要

## 4-1-2. 防護面での基本方針（地震・津波）

●地震・津波に対しては、住民の生命を守ることを最優先とし、**ハード・ソフト両面から防災対策**を推進する。



### 【津波対策を踏まえた海岸堤防の整備イメージ】

レベル2津波

レベル1津波

※高潮・越波が高い場合はこれに対応した高さとする。

既設堤防

配慮事項

- ◎地震に対する強化
- ・地盤の改良
- ・耐震設計

- ◎嵩上げ
- ・盛土
- ・法面の被覆

- ◎粘り強い構造への改良

●自然⇒砂浜、海岸防災林の保全など

●景観⇒建造物の圧迫感の低減など

●利用へ配慮⇒海岸アクセスへの配慮など

- ・天端の保護
- ・法面の被覆
- ・法尻の洗堀防止対策
- ・緑の防潮堤 等

# 4. 新たな計画の概要

## 4-1-3. 防護面での基本方針（維持管理等）

- 海岸保全施設については、老朽化対策を行うとともに、**予防保全**の考え方に基づく適切な維持管理に努める。
- 水門、陸閘等の**効果的な管理運用体制の確保**に努めるとともに、津波等の異常気象発生時に水門、陸閘等の開口部を迅速に閉鎖させるため、**統廃合や常時閉鎖、自動化・遠隔操作化を推進**する。
- 津波や高潮に対する水防体制を強化するため、水防法に基づく「水防警報海岸」への指定に向け、その必要性を含めて検討を進める。
- 海面上昇や台風の巨大化など気候変動に伴う外力の変化に対しては、最新の知見を踏まえた指針等の改定を注視し、必要に応じて検討する。

### 【水門・陸閘等の閉鎖】

常時閉鎖



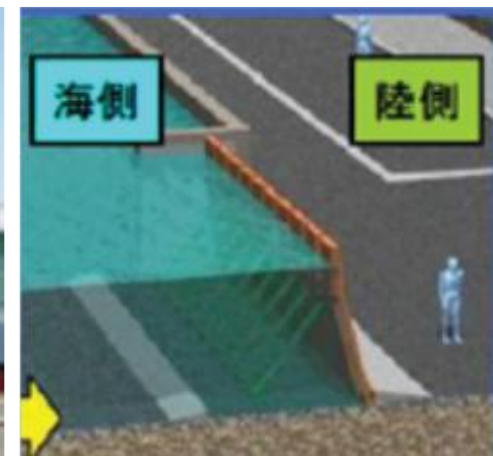
統廃合



電動化



自動化



# 4. 新たな計画の概要

## 4-2-1. 環境面での基本方針（全般）

●ルイスハンミョウやハマネナシカズラなど貴重な生物をはじめ、様々な生物が生息している良好な海岸環境への影響を可能な限り回避するなど、**自然と共生する海岸づくり**に努める。

〔 「生物多様性基本法」 平成20年6月施行  
「生物多様性とくしま戦略」 平成25年10月策定 〕

紀伊水道西沿岸

徳島小松島港海岸（沖洲地区）



マリンピア沖洲第2期事業パース



ルイスハンミョウ

海部灘沿岸

日和佐港海岸



ハマネナシカズラの花



生育状況

# 4. 新たな計画の概要

## 4-2-2. 環境面での基本方針（各沿岸特有の自然環境や自然景観）

### 讃岐阿波沿岸

- 島田島や大毛島一帯の瀬戸内海国立公園（第2種・第3種特別地域）内においては、日出湾周辺や小鳴門海峡を中心とした藻場や海峡特有の自然景観などの保全に努める。

### 紀伊水道西沿岸

- 瀬戸内海国立公園や室戸阿南海岸国定公園内においては、アカウミガメの産卵地など貴重な動植物の生息地や橘湾一帯の多島海などの自然景観の保全に努める。

### 海部灘沿岸

- 室戸阿南海岸国定公園内においては、アカウミガメの産卵地、大島のサンゴ・タチバナ、出羽島のシラタマモ及び岩礁域における藻場、千羽海崖や水床湾のはじめとした海部灘特有の優れた自然景観などの保全に努める。

讃岐阿波沿岸

瀬戸漁港海岸



紀伊水道西沿岸

蒲生田海岸



海部灘沿岸

外牟井地先海岸



# 4. 新たな計画の概要

## 4-2-3. 環境面での基本方針（保全活動の推進等）

- 自然環境の保護や維持を図るため、地域住民や民間団体と連携し、海岸利用者のマナー啓発及び**海岸漂着ゴミ**の清掃活動や貴重な生物の保全活動等を促進する。

「海岸漂着物処理促進法 平成21年7月15日施行」  
海岸漂着ゴミ等の処理対策を海岸管理者に義務付け

- 沿岸域に広がる藻場の保全に努めるとともに、**良好な水質の維持**を推進する。

讃岐阿波沿岸

小鳴門海峡



清掃活動の様子

紀伊水道西沿岸

松茂海岸



海岸の清掃活動にあわせてた  
「海辺の教室」の様子

海部灘沿岸

大浜海岸



清掃活動の様子

# 4. 新たな計画の概要

## 4-3. 利用面での基本方針

- わかりやすいアクセス道路のルート表示、案内板の整備による利便性の向上に努める。
- 高齢者や障がい者も海辺に近づくことができるように、アクセス路などユニバーサルデザイン化に努める。
- 漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。
- 海辺におけるレクリエーション機能の充実に努める。
- 漁業振興や観光産業振興に配慮する。
- 港湾や漁港を中心とした産業振興や市街化に伴う貴重なオープンスペースとしての活用を推進する。
- 観光レクリエーションや環境学習を通じ、地域住民と観光客の交流の場として海辺空間づくりを促進する。

讃岐阿波沿岸

亀浦漁港海岸



案内板の事例

紀伊水道西沿岸

中林漁港海岸



産業振興イベント（中林観光地びき網）

海部灘沿岸

牟岐漁港海岸



磯遊び（牟岐町）

# 4. 新たな計画の概要

## 4-4. 整備対象海岸の抽出、優先度の決定の考え方

- 徳島県内 136 地区海岸
- 防護・環境・利用面から現況を評価
- 各ゾーンの基本方針

- 海岸タイプの選定と整備対象海岸を抽出する。
- 整備対象海岸については、防護面における緊急度・重要度（国土保全）を優先に「津波対策」・「高潮対策」・「侵食対策」の必要性や「背後地の重要度」から整備の優先度を2段階に区分する。
- 整備対象海岸のうち、対象期間内（今後20年から30年間）に着手する海岸を**優先度ランク I**とする。

### ※ 優先度ランク区分の考え方

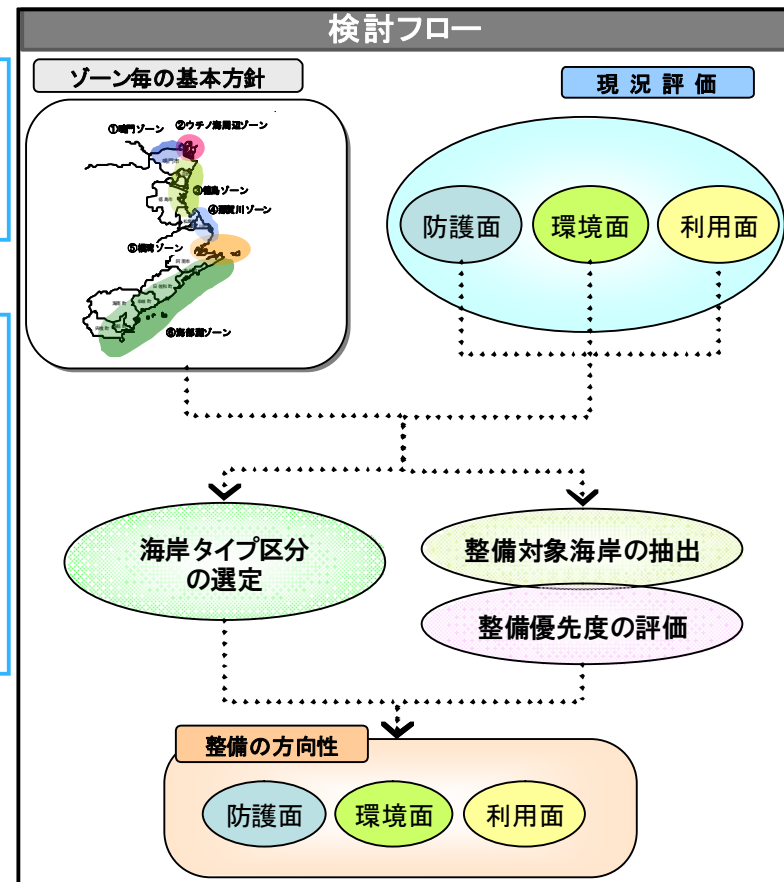
I	①津波、高潮、侵食の項目にAが1つ以上、かつ背後地の項目が A, B
II	①津波、高潮、侵食の項目にAが1つ以上、かつ背後地の項目が C ②津波、高潮、侵食の項目にBが1つ以上、かつ背後地の項目が A~C

### （整備優先項目）

防護面			背後地	優先度 ランク	考え方
津波	高潮	侵食			
A	A	A	A	I	今後20年から30年間に 事業に着手すべき海岸
B	B	B	B		
C	C	C	C	II	長期的に事業に 着手すべき海岸
			D		

### （整備配慮項目）

環境面	利用面	海岸タイプ	
保全	促進		環境重視
配慮	配慮		環境調和
維持	維持		利用促進
		防護重視	





# 4. 新たな計画の概要

## 4-5. 海岸保全施設の整備の方向性と計画概要（例）

No.	海岸名	所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
58-2	海部灘	日和佐港海岸	大浜地区	690	⑥海部灘ゾーン	環境重視

①海岸状況



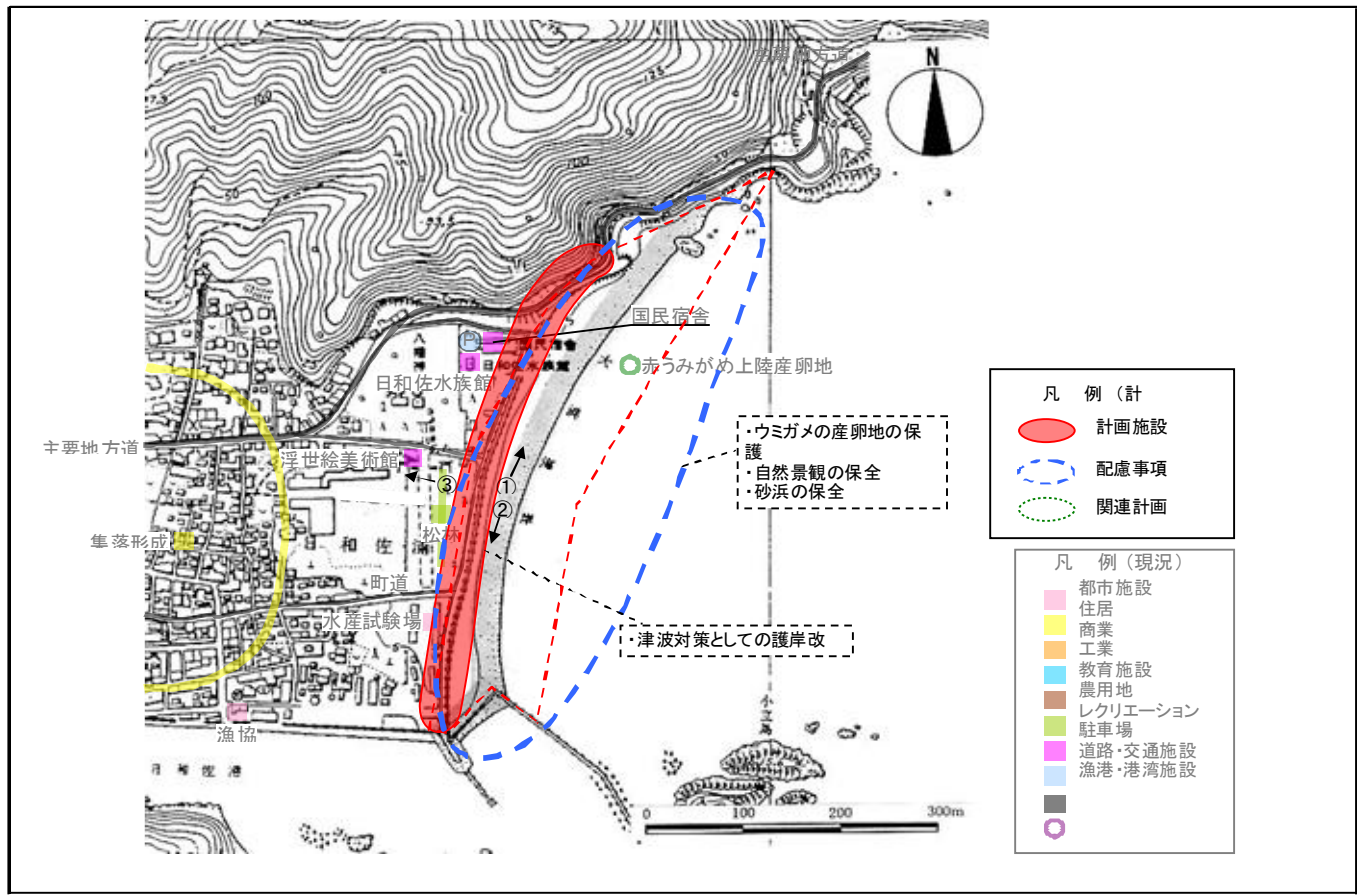
②海岸状況



③背後地状況



海岸整備の方向性	
全体	防護面での対策が必要である。貴重な環境（アカウミガメの産卵地等）を有しており、特に海岸環境の保全に配慮した施設整備を図る。
防護面	L1津波や高潮による浸水の危険性や侵食等の可能性があり、対策を行う。
環境面	アカウミガメの産卵地、貴重な砂浜・磯浜、背後の松林、えびす洞(岩門)など優れた景観資源が一体となった大浜海岸特有の貴重な自然の保護・保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	環境学習・水遊び等の可能な親水性のある海辺空間への配慮に努める。



防護項目	現況特性					
津波対策ランク	A	高潮対策ランク	B	侵食対策ランク	B	
背後地ランク	B	既存保全施設	護岸・堤防、砂浜			
施設の健全度	風化・劣化が顕著に見られる。					
海岸保全区域の概況	前面は大浜海岸であり、背後は観光地として民宿等が並んでいる。日和佐港の出口として導流堤が整備されている。					
環境項目	現況特性					
環境配慮ランク	保全	海岸の状況	砂浜・護岸			
自然関係法令	国定公園（海上：普通）、国立公園（陸上：第1種）、乗り入れ規制					
水質環境基準	類型	A	COD	—	大腸菌	—
海域環境	藻場	—	干潟	—	サンゴ	—
配慮すべき資源	自然関係法令、ウミガメ及びその産卵地（国）、乗り入れ規制、自然景観					
利用項目	現況特性					
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離500m以内				
アクセス道路	1車線					
海岸へのアプローチ	良好					
海岸利用状況	環境学習・水遊び					
地域からの要請	アカウミガメの保護、護岸改良					

計画概要		
計画概要	津波・高潮対策として護岸の改良等を行う。	
受益規模	約2ha	導入事業
配慮事項	ウミガメの産卵地の保護、自然景観の保全、砂浜の保護、安全な水辺空間の提供	